

参議院本会議(2017 年 6 月 14 日)

議院運営委員長解任決議案(趣旨説明)

・委員会審議を打ち切り、本会議で直接採決する中間報告動議の議事日程を追加した件

○議長(伊達忠一君)

法務委員会において審査中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、速やかに法務委員長の間接報告を求めることの動議を議題といたします。

○議長(伊達忠一君)

この際、お諮りいたします。

吉川沙織君外 1 名発議に係る議院運営委員長山本順三君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君)

御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

牧野たかお君外 1 名から、賛成者を得て、本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については 15 分、討論その他については 1 人 10 分に制限することの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

足立信也君外 49 名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の 5 分の 1 以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(伊達忠一君)

投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(伊達忠一君)

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕 〔参事投票を計算〕

○議長(伊達忠一君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 237 票

白色票 164 票

青色票 73 票

よって、本動議は可決されました。(拍手)



○議長(伊達忠一君)

これより発議者の趣旨説明を求めます。吉川沙織君。

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君

民進党の吉川沙織です。

私は、ただいま議題となりました山本順三議院運営委員長解任決議案に対し、会派を代表して、提案の理由を御説明申し上げます。



今回もまた、昨年12月14日に引き続き、多数の専制により、本決議案の議事における趣旨説明は15分、討論その他の発言時間は1人10分に制限することの動議が与党から提出されたことに遺憾の意を強く表明いたします。

良識の府たる本院で、各議員に認められた最も基本的な権能の一つである発言権を制限することは、多数の専制による少数派の意見の抑圧にほかなりません。

しかも、この議事に入ってから自民党議員の多くがこの議場を退席しております。本会議の定足数を満たす責任は最大会派にある、それは基本だと思います。

今日は9時30分から議院運営委員会の理事会が予定どおり開会をされ、9時40分から議院運営委員会がこれまた予定どおり開会をされ、本日の本会議は10時にベルが鳴り、10時1分に議長がギャベルをたたき、開議となりました。

今朝9時30分の議運理事会並びに9時40分の議院運営委員会で与野党各会派、院内交渉会派で合意した議事日程は、議了案件の採決並びに昨日提出をいたしました内閣府特命担当大臣並びに法務大臣に対する問責決議案の処理のみでございます。そこまでが合意した議事日程でございました。



しかも、今朝 9 時 30 分からの議院運営委員会の理事会で、与党の筆頭理事から、次の理事会は本会議散会後に再開をしたい、このようなお申出がありましたので、私どもとしても、会期末でございます、毎日本会議を立てなければならない事情もございましょう、ですので、本散後、理事会の再開ということで合意をいたしましたところ、休憩時間中に、13 時の本会議の開会 はちょっと見送ってられないか。しかも、先ほど議事日

程になりました「法務委員会において審査中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、速やかに法務委員長の間接報告を求めることの動議」をこの際議題とすることの動議が議事日程に追加をされました。

我が良識の府参議院は、今から 70 年前に現行憲法下で、5 月 20 日の第 1 回国会においてその産声を上げました。良識の府として、国会法や先人が築いてきた規則や先例にのっとりて議会運営を、議事運営を行ってきたはずで。その中で、確かに中間報告の規定は国会法第 56 条の 3 にございます。ただ、その規定につきましては、「特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。」、このような規定になっております。



つまり、例外的であるならば、それは皆さんが納得できる理由がなければこれをやってはならない。だからこそ、中間報告の過去例は、直近の例でいえば、この議場にその当時いらっしゃった議員もいらっしゃいますが、平成 21 年 7 月 10 日、13 日、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、これは中間報告となっておりますが、これは政党間の対立というよりも、むしろ委員会で議決を採ることが逆に議員間の対立を深めるからこそ中間報告を求めて、その後は本会議に委ねるという、こういう形式を取ったわけでございますので、これは今出されている中間報告の事例とは異なります。

その前の例でいえば、第 166 回国会、平成 19 年 6 月 30 日、国家公務員法等の一部を改正する法律案、その前は、第 159 回国会、平成 16 年 6 月 14 日、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案、その前の例は、第 145 回国会、平成 11 年 8 月 12 日、住民基本台帳法の一部を改正する法律案、全て野党の委員長に対して中間報告を求める動議が出され、じくじたる思いで野党の委員長は中間報告の求めに応じて中間報告をさせられたということでございます。

このような形で、委員会中心主義を取っている参議院において、委員会での審議を途中で打ち切り、本会議でその議事を決するようなことは、立法府の我が良識の府参議院としての自殺行為であると言わざるを得ません。

昭和 38 年 7 月 5 日、参議院与野党各派の申合せ、このようなことが中間報告において行われております。

参議院の各会派は、議院の正常な運営を図るため、少数意見の尊重と議員の審議権確保に留意するとともに、議院の品位と秩序の保持に互に協力することとし、次のとおり申し合わせる。

- 一、議案の中間報告は、審査につき委員会中心主義を採用している国会法の趣旨にかんがみ、みだりに行なわないものとする。
- 二、中間報告に関連し、本会議の運営が混乱した実情にかんがみ、今回のような中間報告は行なわないよう努力すること。

これは、昭和 38 年 7 月 5 日、議会の先人が与野党各派で申し合わせた内容でございます。
だからこそ、平成に入ってから、中間報告の例は、野党に求めた 3 例並びに臓器移植法案のみとなっております。その前の例は、私が生まれる前の昭和 50 年の例が最後です。

良識の府たる参議院で、法律案の審議において、従来から委員会中心主義を貫き、実質的審議を深めていくことができたのは、議会の先人が築いてきた伝統と努力によるものです。そのいずれにも代え難き良き伝統をいとも簡単に踏みにじる今回の理不尽極まりない中間報告の議事の日程の追加を議院運営委員長は容認してしまったのです。



国会法第 56 条の 3 に基づいて、今、中間報告を求めることの狙いは、報告後直ちに本会議による審議と採決を強行しようとするものではないでしょうか。従来から委員会中心主義を取ってきた本院として中間報告を行うことは、委員会の審議権を侵害することであり、絶対に容認することはできませんし、今後の議院運営にも大きな禍根を残すことになるのではないかと、大きな危惧を抱いています。



1 匹の妖怪が徘徊しています、今、行政独裁という妖怪が。治安維持法が国民を萎縮させた昭和初期の政治体制を昭和の妖怪と言うなら、よりまがまがしい行政独裁という平成の妖怪に国民は苦しめられています。昨年5月16日、私は立法府の長であると衆議院予算委員会で発言し、慌てて答弁訂正した総理の真意は、独裁的に行政運営するとの意思表示だったのでしょうか。立法も司法も行政の下に隷属する国家は、まさに行政独裁国家です。

官邸、内閣に権限を集中し、総理の権限が一層強化される中で、公務員は周囲の空気を読み、そんたくしつ



つ、自由な主体的意識を持つことなく、自らの良心を行動の制約とせず、より上位の者に抑圧、規定され、その抑圧を下位の者に順次移譲していく抑圧移譲の原理の下で働いています。

総理は形跡をとどめず指示を出し、総理周辺からの各種働きかけにより、各行政主体は総理の意向を押し量り、責任の帰属の明確化を避けつつ、曖昧な行政運営が冥々行われています。ただだ総理

へのそんたくによって事態が雪だるま式に重大化してしまい、かといって、総理はもとより誰も結果責任を取らない、丸山真男が言う日本特有の統治構造である無責任の体系がよみがえったのです。この総理の行政独裁を法的に支えるのが、米国デザインの特許秘密保護法、安保関連法、そして米国のシステムを利用し個人情報情報を大量に収集するためのいわゆる共謀罪法案なのです。

政府権力の腐敗や濫用から国民の自由と権利を保護するため、政府の行動を国民の監視の下に置くという、民主主義制度を根底から覆し、国民を監視する大量監視社会を実現しようとするのが現政権の狙いです。

共謀罪法案は、テロ対策のため、オリンピック・パラリンピックのため、国際組織犯罪防止条約のため、一般人は処罰対象にはならないなどといったうそで固めた理由で国民を欺き、政府への批判的活動を弾圧するため、捜査権限を肥大化させ、一般市民の自由や権利を過剰に制約するものです。国民全体を監視するようなこれまで日本になかった監視文化を醸成し、公安警察が猛威を振るったような暗い時代を再現させようとするのでしょうか。

ただ、実体は、前文部科学次官の発言に対する一部メディアや官邸からの脊髄反射的な人格攻撃からも明らかなように、共謀罪法案は、既に秘密裏に進む個人情報の収集活動を裏の活動から表の活動へと法的に追認するものと言えます。う。



共謀罪法案には国際ペンクラブなどの国際的批判も強く、言論と自由に関する国連特別報告者も、プライバシーや表現の自由を制約する懸念があるとし、同報告書では、政府がメディアに対して直接又は間接的に働きかけている、安全保障を根拠とした情報統制が進んでいることが日本の民主主義基盤を損なわないよう注意する必要があることなどが指摘されています。

国連人権委員会での報告に対する日本政府の批判に対して、世界は納得できないことでしょう。総理自身もメディアを選別し、自分の主張や反論を意図的に示す言論操作をしているのですから。報道、言論、表現の自由度が圧倒的に低いという国際的評価のとおりです。



それでは、なぜ総理はこれほどまでに無謀な共謀罪法案を成立させようとするのでしょうか。それは、総理年来の宿願であり、米国が反対する憲法改正を実現するため、ひたすら米国の意向に沿いつつ、そんたくにそんたくを重ねて、情報統制国家にしようとするのが総理の真意でしょう。

米国は明確な意見を表示しているわけではなく、そこには米国をリーダーとする形を変えた無責任の体系が見て取れるのです。もちろん、そこでは総理と志を一にする人間以外の国民の意思などは一顧だにされていないことは言うまでもありません。

これらの民主主義基盤を切り崩す政策を進めるため、総理は国民の意見が大きく二分される重大な政策変更を、多数決を錦の御旗に、数の暴力である採決の強行を続けており、これはJ・S・ミルが言う多数の専制そのものです。多数の専制においては、多数派は、国民の多数を代表するとの擬制の下で、多数派の主張を実現するためポピュリズムをあおり、国民の利益が短期的に守られるように見せながら、少数派の意見は抑圧され、長期的には国民の真の利益は侵害されるのです。

将来世代への影響が大きく、現在、喫緊の課題である巨額の長期債務残高を抱えながら、国際公約であるその解消策について政府は真摯な姿勢を示さない一方で、テロやオリンピック・パラリンピック、北朝鮮の不安を喧伝しつつ、国民生活に甚大な影響を与える民主主義基盤の侵害を強引に進めています。多数の専制の弊害を避けるためには、徹底した自由な討論と少数意見の保障が不可欠であるにもかかわらず、現政権は、我が立法府をコントロールし、十分な審議の尊重などは眼中にないからこそ、中間報告を求める動議など出してきたのではないのでしょうか。



マックス・ウェーバーは、政治家を、自分の理念を語る言葉に自ら酔ってしまう傾向の心情倫理型政治家と、結果に対する責任を心の底から感じる事ができ、自分の語る理念の行方を冷めた目で見守る覚悟がある成熟した責任倫理型政治家に分けています。政治家はこの心情倫理と責任倫理とのバランスが重要とされますが、現総理は心情倫理が突出し、責任倫理のかけらも感じられません。



老子第 66 章には、民に上たらんと欲すれば、必ず言をもってこれに下り、民に先んぜんと欲すれば、必ず身をもってこれにおくるとあります。統治者は謙虚であれとして、統治者となって人民の上に立ちたいと望むなら、必ず自分の言葉を謙虚にして人にへりくだり、指導者になって人民の先頭に立ちたいと望むなら、必ず自分の振る舞いを抑えて人の後から付いていくような謙虚な態度が必要であるとされています。

とされています。

これまで、疑惑などが発覚し政治道徳あるいは政治倫理上の説明責任を果たせない場合、政策的破綻よりも政治倫理上の説明責任を重視し、自らに対する国民からの説明不足を指摘する声に配慮し出处進退を決めてきたのがこれまでの政治家でした。

ところが、道徳教育に熱心な総理や官房長官は、国民が求める十分な説明を無視し、ノーコメントや答弁をそらし、証人喚問を否定し、証拠書類を出所不明の怪文書として立証責任を転嫁し、前文部科学次官などのイメージを悪く印象操作するなど、およそ謙虚な統治者像とは真逆の唯我独尊、高圧的な姿勢を貫いています。

○議長(伊達忠一君)

吉川君、時間が経過しております。簡単に願います。

○吉川沙織君(続)

総理にも官房長官にも、過ちは改めるにしくはなしという真摯な姿勢は全くなく、全てを政治闘争と考えて自己の非を認めないのです。

各国民が行えば不公正と非難される行為も国が行えば公正となるのでしょうか。森友問題、加計問題は共に官僚の無責任な体系を悪用し……



○議長(伊達忠一君)

吉川君、時間ですので、簡単に願います。

○吉川沙織君(続)

原則非公開の行政内部手続を通じた国家的便宜供与のロンダリングにほかならないのです。

総理や官房長官は違法ではないと連呼しますが、巨悪ほどよく眠ると言われるように、地位を利用した公権力の行使については、性善説に立ち、微に入り細をうがつ法規定はせず、その裏付けとして公務員や政治家に高い倫理観を求めているのです。ところが、総理らは政治倫理をみじんも感じず、この法の間隙を悪用しています。

○議長(伊達忠一君)

吉川君、簡単に願います。

○吉川沙織君(続)

現総理の疑惑に対する国民の批判は、辞職した前都知事に対する都民のものと同じなのです。国民も都民も、法を犯していると批判しているわけではありません。

(発言する者あり)もう少しで終わります。



より高い倫理を求められる権力者の地位に立つ者は、李下に冠を正さず、厳格な説明責任を求められるということです。国民に真相が見透かされているにもかかわらず、権力をかさに着た威圧的言動、他者への責任転嫁など、目に余ります。国民からの説明不足を指摘する声が高まっているにもかかわらず、現政権は、頬かむりしたまま国会を数で押し切り、疑惑報道が減り、国民の関心が薄れるのを待つという、余りにも国民を愚弄する態度です。

国会における一強状況を背景として、高い政治倫理を無視し、民主的行政システムをゆがめ、行政独裁により国民を萎縮させつつ……

○議長(伊達忠一君)

吉川君、簡単に願います。

○吉川沙織君(続)

ひたすら最終目標である憲法改正に向け暴走する現総理は、即刻退陣すべきです。

以上、申し述べてきたような重大な政治状況の中で、日本の民主主義基盤を破壊するような行政独裁を食い止めることこそが、憲法が規定する権力分立の下にある国会に本来求められている最も重要な役割のほずです。

ところが、現政権の暴走を抑止するどころか、行政府の意向を常にそんたくし、多数の専制を助長し、立法府の存在意義、良識の府である参議院の価値を毀損する国会運営を行わんとする山本議院運営委員長に解任決議案を出さざるを得ませんでした。

行政府だけでなく、立法府も総理を頂点とした無責任の体系に繰り込まれており、総理の発言どおり、実質的には総理が立法府の長状態になっています。行政独裁を進める現総理の与党多数による横暴に対し、立法府たる国会としても強く抗議の声を上げ、阻止しなければならないのです。



(発言する者あり)もう少しで終わりますので、もう少しだけお時間いただけませんか。
今日の議事日程は2大臣の問責決議案で終わるはずだったんです。

○議長(伊達忠一君)

吉川君、時間が相当経過しております。まとめてください。

○吉川沙織君(続)



その議事日程の追加をされたからこそ、残念ながら議院運営委員長に解任決議案を出さざるを得なかった、この思いを分かってください。中間報告をこのような形で求めることの動議を出して、法案を委員会から奪い、本会議で議事を決するようなこんな議事運営、あっていいわけありません。

この危機的状況の中で、国民の代表として将来世代に対する説明責任を果たすためにも、現政権に強く抗議しつつ、山本議院運営委員長の解任を求めて、私の提案理由の説明を終わります。(拍手)

